

## 国立大学法人富山大学共同研究取扱規則

平成17年10月1日制定

平成19年4月1日改正

平成20年4月1日改正

### (趣旨)

第1条 国立大学法人富山大学(以下「本学」という。)における民間等外部の機関(以下「民間機関等」という。)との共同研究の取扱いについては、特許法等関係法令、国立大学法人富山大学職務発明規則、国立大学法人富山大学研究成果有体物等取扱規則及び国立大学法人富山大学プログラム及びデータベース取扱規則に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

### (定義)

第2条 この規則において「教員等」とは、教授、准教授、講師、助教、助手及び技術職員をいう。

2 この規則において「研究代表者」とは、共同研究組織(この条における第2項から第5項に掲げる者をいう。)を代表し、研究計画の取りまとめを行うとともに、研究の推進に関し責任を持つ本学の教員等をいう。

3 この規則において「研究担当者」とは、本学又は民間機関等に属し、共同研究に従事する者をいう。

4 この規則において「研究協力者」とは、本学又は民間機関等が研究担当者以外の者の参加又は協力を得る必要があると認め、相手方の同意を得た者をいう。

5 この規則において「民間等共同研究員」とは、民間機関等において現に研究業務に従事しており、共同研究のために在職のまま本学に派遣される者をいう。

6 この規則において「共同研究」とは、民間機関等の研究者と本学の教員等が、共通の課題について対等の立場で行う研究で、次の各号に定めるものをいう。

(1) 本学において、民間機関等から研究者及び研究経費等、又は研究者を受け入れて、本学の教員等が当該民間機関等の研究者と共通の課題につき共同して行う研究(「通常型共同研究」という。)

(2) 本学及び民間機関等において共通の課題について分担して行う研究で、本学において、民間機関等から研究経費等を受け入れて行う研究(「分担型共同研究」という。)

### (共同研究の申込み)

第3条 共同研究の申込みをしようとする民間機関等の長等は、共同研究協議書を学長に提出するものとする。

2 共同研究協議書の様式は別に定める。

### (受入れの決定等)

第4条 共同研究の受入れは、研究代表者が所属する部局等があるキャンパスの審議機関

の議を経て、学長が決定するものとする。

2 学長は、前項の受入れを決定したときは、契約責任者、関係部局の長及び民間機関等の長等にその旨を通知するものとする。

(契約の締結)

第5条 契約責任者は、前条第2項の通知を受けたときは、民間機関等の長等と共同研究に関する契約を締結し、その旨を研究代表者に通知するものとする。

(研究者の受入れ)

第6条 本学は、教育・研究上有意義であり、かつ、本来の教育・研究に支障が生じるおそれがないと認められる場合に限り、民間等共同研究員として受け入れるものとする。

(研究料)

第7条 本学が受け入れる民間等共同研究員の研究料の額は、別に定める。

(共同研究に要する経費等)

第8条 本学において行う共同研究に要する経費は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 本学は、共同研究を遂行するため、本学の施設・設備を共同研究の用に供するとともに、当該施設・設備の維持・管理に必要な経常経費等を負担するものとする。

(2) 民間機関等は、共同研究を遂行するため、前号により本学が負担するもののほか、特に必要となる謝金、旅費、研究支援者等の人件費、消耗品費及び光熱水料等の直接的な経費(以下「直接経費」という。)及び当該研究遂行に関連し直接経費以外に必要となる経費(以下「間接経費」という。)の合算額を負担するものとする。

(3) 本学は、必要に応じ、予算の範囲内において、直接経費の一部を負担することができるものとする。

2 民間機関等において行う共同研究に要する経費は、前項各号に定めるもののほか、民間機関等が負担するものとする。

(共同研究における設備等の取扱い)

第9条 前条により、研究の必要上、本学において新たに取得した設備等は、本学の所有に属するものとする。

2 前条第2項により、研究の必要上、民間機関等において新たに取得した設備等は、民間機関等の所有に属するものとする。

3 本学は、共同研究の遂行上必要な場合には、共同研究に要する経費のほか、民間機関等からその所有に係る設備を受け入れることができる。

(研究担当者の派遣)

第10条 本学又は民間機関等は、相手方の同意を得て、研究担当者及び研究協力者を相互に派遣することができるものとする。

2 前項の場合において、本学の研究担当者及び研究協力者が民間機関等の施設において研究を行う場合には、職務としてその用務に従事するための所定の手続きをとるものとする。

( 研究期間及び継続研究 )

第11条 共同研究は、研究遂行の必要に応じて研究期間を定めるものとし、研究期間を複数年度にすることができる。

2 前項に定める複数年度に及ぶ研究期間は、5 会計年度を限度とする。

( 共同研究の中止等 )

第12条 研究代表者は、共同研究を中止し、又は研究期間を延長する必要があるときは、直ちに学長に理由を付してその旨を報告しなければならない。

2 学長は、前項において、天災その他研究の遂行上やむを得ない事由があると認めるときは、民間機関等の長と協議のうえ、当該共同研究を中止し、又は研究期間を延長することができる。

3 学長は、前項の決定を行ったときには、契約責任者にその旨を通知するものとする。

( 研究の完了報告 )

第13条 研究代表者は、共同研究が終了したときは、共同研究実施報告書を速やかに学長に提出しなければならない。

2 共同研究実施報告書の様式は、別に定める。

( 研究成果の公表 )

第14条 共同研究による研究成果は、公表しなければならない。

2 研究代表者は、その研究成果の公表の時期及び方法について、民間機関等と協議するものとする。

( 契約の解除等 )

第15条 民間機関等が研究料及び直接経費を所定の支払期限までに支払わないときは、共同研究契約を解除することができるものとする。

2 本学又は民間機関等は、相手方が共同研究契約に違反したときは、契約を解除することができるものとする。

附 則

1 この規則は、平成17年10月1日から施行する。

2 この規則の施行日前に、国立大学法人富山大学において締結された共同研究については、「国立大学法人富山大学共同研究取扱規則」の規定によるものとする。

3 この規則の施行日前に、国立大学法人富山医科薬科大学において締結された共同研究については、「国立大学法人富山医科薬科大学共同研究規程」の規定によるものとする。

4 この規則の施行日前に、国立大学法人高岡短期大学において締結された共同研究については、「国立大学法人高岡短期大学共同研究取扱規則」の規定によるものとする。

附 則

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。